

最終更新日:2015年12月18日

株式会社マルイチ産商

代表取締役社長 社長執行役員 藤沢政俊

問合せ先:経営企画部 TEL:026-282-8015

証券コード:8228

<http://www.maruichi.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営環境の変化に適切に対応し、迅速な経営の意思決定と業務執行を実行することにより経営の効率性・透明性を確保し、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとっての企業価値を最大化し、株主価値を高めることをコーポレートガバナンスの基本的な方針・目的としています。そのため、法令の遵守を最優先とし、内部統制の強化等、経営のチェック機能の更なる充実を図ってまいります。また、株主との建設的な対話に資するよう、迅速かつ正確な情報開示に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-7】独立社外取締役の役割・責務

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

【補充原則4-8-1】独立社外役員の独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有

【補充原則4-8-2】独立社外取締役による経営陣との連絡・調整や監査役・監査役会との連携に係る体制整備

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

【補充原則4-10-1】指名・報酬等への独立社外取締役の適切な関与・助言

(上記4-7から4-10-1まで同理由)

当社は、独立社外取締役としての役割・責務を果たせる候補者の検討を進めており、第66期定時株主総会において選任の予定です。

また、以後の環境や条件整備、独立性判断基準の準備も検討を進めています。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性評価

当社では、取締役会が取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うこと等により、その機能の向上を図るべく、2016年度から評価分析を実施し、結果概要を報告してゆく予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社は、当社は、いわゆる政策保有株式について、取引関係の維持強化等に繋がり、当社の企業価値向上に繋がると判断出来る場合において、株式を保有することとしています。銘柄毎の保有の妥当性については、投・融資委員会及び経営会議での審議を経て、取締役会に報告し検証します。議決権行使に関しましては、統一の判断基準は設定せず、当社の企業価値向上を判断基準に個別銘柄毎に判断します。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社では、当社役員との会社との利益相反取引は取締役会の決議事項としています。また、主要株主との取引は、市場価格を勘案した一般的取引条件と同様にその条件を決定しています。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 当社は、会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画を策定し、開示しています。

■ 経営理念は当社ホームページに掲載していますので、以下URLをご参照ください。

<http://www.maruichi.com/company/mess.html>

■ 中期経営計画「変革2016～Challenge for Change～」の詳細は当社ホームページに掲載していますので、以下URLをご参照ください。

<http://www.maruichi.com/ir/irrelease.php?y=2013>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、

本報告書 1. 基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報の1. 基本的な考え方 をご参照ください。

(3) 当社では、経営陣幹部・取締役の報酬について、「役員服務報酬規程」において、担当する職責の大きさと短期業績達成度、並びに中期経営計画の戦略目標達成度に応じて決定することを方針としています。また、個別報酬額の決定は、社外取締役と社外監査役の出席の下に取締役会で承認された同規程に則って決定しています。

(4) 当社では、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役の候補の指名について、「役員服務報酬規程」に役員の役割行動定義を定め、これを遂行するに足る人材を経営陣・取締役候補に指名しています。また、経営陣・取締役の役割行動定義を含む「役員服務報酬規程」は、社外取締役と社外監査役の出席の下に取締役会で決議・承認されております。

(5) 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

■ 株主総会招集通知は当社ホームページに掲載していますので、以下URLをご参照ください。

<http://www.maruichi.com/ir/genmeeting.php>

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務(1)

当社では、取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な討議・報告基準を定め、取締役会、経営会議での決議または稟議による決裁により決定しています。

また、業務執行責任者及び社内部門長の職務権限・職務分掌についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しを行っています。

【補充原則4-11-1】取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は、取締役会を食品流通事業経営に関する深い知識と経験を備えた者、管理系業務に深い知識と経験を備えた者、経営全般に深い知識と経験を備えた者、社外取締役1名で構成しており、事業経営と管理業務という点でバランスを取ると共に、実効的な議論を行うために適切な人数を以て構成しています。また、社外監査役について、弁護士、他企業出身者、公認会計士の3名を配して、取締役会に出席し、それぞれの知見に基づく有用な意見を都度述べています。

【補充原則4－11－2】取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況
当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況について、株主総会招集通知の事業報告で毎年開示しています。なお、不適切な数の兼任はありません。

【補充原則4－14－2】取締役・監査役のトレーニング
当社は、取締役の法的位置付け、役割については定期的に理解促進の機会を設定します。特に社外取締役の就任に当たっては、当社の事業について理解させるため、企画・管理部門担当取締役及び経営企画部が説明を行います。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針
株主との実際の対話（面談）につきましては、企画・管理部門担当取締役が統括し、経営企画部の広報・IRチームを窓口として対応しています。また、株主・投資家からの要望によっては、可能な範囲で代表取締役、企画・管理部門担当取締役が対応すべく善処しております。決算説明など様々な取組みを通して、建設的な対話が実現できるよう対応を心掛けています。また、株主との建設的な対話方針は下記の通りです。

- (1)当社では、株主との対話全般について、IR担当部署である経営企画部を管掌する企画・管理部門担当取締役が所管しています。
- (2)企画・管理部門各部署（経営企画部、経理財務部、総務人事部、リスクマネジメント部）がIR関連業務において連携し、同部門担当取締役がそれらを統括しています。
- (3)個別面談以外の対話の手段として、年2回決算発表時の証券取引所での社長による記者会見や、当社の開催する展示会の見学会等を通して、当社の事業への理解を深めて頂くための機会創出に努めています。
- (4)株主との対話を通して把握した意見等は適時集約し、経営会議や取締役会において情報共有を図っています。
- (5)インサイダー情報の管理については、「内部者取引管理規程」に則り、株主との対話を対応する役職員について情報の取扱いに留意するよう教育を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	4,625,000	20.00
有限会社ニシナ興産	1,414,300	6.11
マルイチ産商取引先持株会	1,402,600	6.06
株式会社八十二銀行	1,107,560	4.79
国分株式会社	1,020,220	4.41
三井物産株式会社	982,128	4.24
株式会社みずほ銀行	751,295	3.24
株式会社北陸銀行	740,505	3.20
株式会社長野銀行	679,630	2.93
明治安田生命保険相互会社	590,750	2.55

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柏木康全	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柏木康全		社外取締役の柏木康全氏は三菱商事株式会社生活原料本部水産部長であります。当社は三菱商事株式会社の持分法適用会社(議決権所有割合20.08%)となっており、同社の食品流通事業との連携強化を図っておりますが、具体的な事業活動や経営判断については、食品流通事業に精通した当社独自の判断に任せられており、自立性、独自性を持った経営を行っております。	業界動向や経営全般にわたる高い見識を有し当社の経営に活かしていただけることを期待し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査の充実を図るために監査部（専任3名）を設置し、適宜必要な社内業務監査を実施しております。
監査役、会計監査人および監査部は、三者それぞれの独立性を保ちつつ、定期的に監査報告会を開催し、監査課題の共有化を図ることで、監査の有効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山岸重幸	弁護士													
畑中凱夫	他の会社の出身者										△			
小川直樹	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山岸重幸	○	――	弁護士としての高度な専門的知識と幅広い見識を有しており、監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役に選任しております。 尚、同氏は、平成12年3月まで当社が顧問契約を締結している弁護士事務所に所属しておりましたが、約15年前に独立しております。同氏は、証券取引所が定める独立役員の資格を充たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれが無いものと判断し、独立役員として指定しました。
畑中凱夫		当社の取引先であるキューピー株式会社出身であり、当社は同社から同社製品を仕入れておりますが、取引実績は当社売	食品流通業界における業務を通じて培われた幅広い経験と見識を当社の監査に反映していただけることを期待し、社外監査役に選任して

		上高に対して僅少であります。	おります。
小川直樹		――	公認会計士および税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査機能を発揮いただけることを期待し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	
――	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
――	

インセンティブ付与に関する制度については、取締役の意欲や士気を高めるといった効果を想定できるものの、現状においても、経営の状況にあわせた役員報酬の決定が可能なことから、制度等の導入は現在しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	
――	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
――	

役員報酬については、株主総会決議に基づく役員退職慰労金も含め、取締役、監査役それぞれの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
――	

取締役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の第37期定時株主総会において年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の第37期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。取締役の報酬については職務内容および当社の状況等を勘案の上、取締役会の承認により、監査役については職務内容、経験および当社の状況等を勘案の上、監査役会での協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役については、毎月1回の定例取締役会に合わせて監査役会を開催し、監査結果及び経営の課題等について意見交換を行ない、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社の形態を採用しております。
当社取締役会は、取締役13名で構成され、原則月1回開催し、経営の方針、法令で定められた事項や重要経営課題の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、代表取締役社長の協議機関として、経営会議(社内取締役及び部門長が出席)を原則毎週開催し、経営上の意思決定、業務の進捗報告及び情報共有化を図っております。また、重要な投融資案件については、投融資委員会を設置し、ここで十分な審議を経たものを経営会議において決裁するようにしております。
当社は監査役会制度採用会社であり、監査役4名のうち3名が社外監査役であり、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席するほか、取締役の業務執行を監視し、また、定例及び随時に監査役会を開催しております。また、内部監査の充実を図るために監査部(専任3名)を設置し、適宜必要な社内業務監査を実施しております。会計監査人は有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査は会社法、金融商品取引法に

基づく法定監査などであります。また、個別案件ごとに適法性や会計基準の準拠性の事前確認を行なうとともに、適宜アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の監督・監査機能の強化と業務執行の効率性・迅速性をバランスさせたコーポレート・ガバナンスの観点から現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、集中日を回避し設定しております。(平成27年は6月23日に開催)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本社の所在地である長野市において、代表者を説明者とした個人投資家向け会社説明会を年複数回予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報(決算短信、有価証券報告書)、事業報告書、決算説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画・管理部門の経営企画部内に広報・IRチームを配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「環境方針」および「マルイチ産商役職員行動規範」に基づき、CSR(企業の社会的責任)を念頭においた事業活動を行っております。 環境問題をはじめとする社会の様々な問題への企業の対応がますます重要になる中、当社では、継続的企業価値の創出と成長を目指した事業を展開するための、取組みを強化しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社は適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に「文書保存規程」で定めた所定の期間保存しております。定めのない情報については、総務人事部長と協議の上、保存の要否および期間を定めて保存しております。なお、以下の文書については、取締役および監査役は常時閲覧できるものとしております。
- ・「株主総会議事録」、「取締役会資料と議事録」、「決算書類」、「取締役を最終決裁者とする稟議書」

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社には、在庫リスク、商品品質リスク、与信リスク、法令違反リスク、雇用関連リスク、環境汚染リスクなどの事業リスクがあり、在庫リスクについては「見越取引管理規程」、商品品質リスクについては「仕入先評価選定規程」および「食品衛生管理規程」、与信リスクについては「債権管理規程」にて対応しております。また、その他については、予め取り決めた個々の責任部署が対応し、必要に応じて経営会議において状況確認と対策措置を検討し、取締役会への報告を行うものとしております。
- ・各種リスクの管理状況については、各部門の担当取締役が、半年に一度取締役会に報告を行うこととしております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、前年度末までに翌年の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認しております。また各事業部門は当年度の戦略および利益計画を毎年設定し、経営企画部が成果を検証しております。
- ・取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「職務分掌および職務権限に関する規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現しております。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・役職員が法令や定款および社会通念に沿った行動を行う様、「役職員行動規範」を定め、コンプライアンス事務局は定期的な研修を行い周知徹底に努めております。
- ・チーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置し、コンプライアンス関連の体制整備（研修、ガイドラインの制定ほか）を行っております。また、各事業部門の長および企画・管理部門の長を全社コンプライアンス委員に任命し、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。
- ・適切な財務諸表作成のために、経理財務部長は経理規程、細則を定め周知徹底を図っております。
- ・コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、以下の3つの報告経路を設けております。
 - (1)コンプライアンス事務局への直接報告
 - (2)監査部への直接報告
 - (3)社外顧問弁護士宛の内部通報窓口
- ・監査部は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査役会、会計監査人と定期的に情報交換会を開催しております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における、業務の適正等の確保および損失の危険の管理等の体制

- ・子会社の主管者を定め、取締役や監査役の派遣を通じ連携をとり、子会社の業務執行状況を随時確認しております。
- ・子会社からは、毎年経営計画書の提出を受け、経営方針の協議を行う一方、リスクマネーやコンプライアンスの状況を確認しております。
- ・当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の定期的な報告を義務付けております。
- ・当社は、当社子会社において重要な事象が発生した場合は、子会社の主管者が主催する業績検討会議における報告を義務付けております。
- ・当社は、当社全体で子会社のリスクの把握、管理に努めます。また、重大な危機が発生した子会社においては、直ちに主管者に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、当社子会社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ・当社は、不測の事態や危機発生時の事業継続を図るため、当社および当社子会社の事業継続計画（BCP）を整備します。
- ・当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該経営計画を具現化するため、当社および当社子会社の毎事業年度ごとの重点経営目標および予算配分を定めています。
- ・当社は、職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の基準を規程に定め、当社子会社はこれに準拠した規程を整備します。
- ・当社は、当社子会社の全ての役職員に対する「役職員行動規範」の周知徹底に努めております。
- ・当社は、当社子会社の規模や業態に応じた、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置します。
- ・当社は、当社子会社の役職員を対象としてコンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めております。
- ・当社は、当社および当社子会社の役職員が、当社コンプライアンス事務局、監査部または外部の弁護士に対して通報を行うことが出来るコンプライアンス・ホットライン（目安箱）を設置しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役は、監査役の職務の補助を必要とする場合は、企画・管理部門担当取締役に総務人事部の人員の派遣を臨時で要請できるものとしております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役より監査業務の補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して、役員および総務人事部長等の指揮命令を受けないこととしております。また、同職員の人事評価については、監査役の意見を聴取の上、決定することとしております。

8. 子会社の取締役等や当該取締役等から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ・当社および当社子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関わる事項に説明を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- ・当社監査部、リスクマネジメント部等は、当社および当社子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を定期的に報告します。
- ・当社および当社子会社のコンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、役職員からの当社および当社子会社取締役の法令違反等に関する内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。
- ・当社は、当社監査役へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底しています。

9. 監査役の職務執行により生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・当社取締役は、監査役による監査に協力し、監査に係る諸費用については、原則として速やかに当該債務を処理します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与を一切行わない」ことを基本方針とし、2003年8月制定の「マルイチ産商役職員行動規範」の中で明文化しております。

また、全役職員から「マルイチ産商役職員行動規範」について誓約書を取得する等、周知徹底を図っております。

社内では、平素より行政機関や弁護士等の外部専門機関や専門家から情報収集を行い、不測の事態には連携して速やかに対応できる体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制

以下に記載の模式図をご参照ください。

(2) 適時開示体制の概要

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために、必要な会社情報を適時適切に開示することとしております。会社情報の重要性の判断、適時開示情報の判断の検討については、当該案件部署、関係部署（経営企画部、企画・管理部門担当取締役）において、適時開示規則等に準じて協議いたします。適時開示すべき情報は、原則として取締役会または経営会議決議後（緊急を要する場合は、代表取締役社長の判断で決定できます）、経営企画部にて速やかに証券取引所に開示いたします。

